

<報道発表資料>

令和4年2月2日

都市計画

「第248回埼玉県都市計画審議会」を開催します

埼玉県では、第248回埼玉県都市計画審議会を開催します。
「東松山都市計画道路の変更について」など7議案を審議します。

●「第248回埼玉県都市計画審議会」の概要

- 1 日時** 令和4年2月9日（水） 午前10時から
- 2 場所** さいたま市浦和区仲町2-5-1
ロイヤルパインズホテル浦和 4階 ロイヤルクラウンA
電話 048-827-1111
- 3 議題** 「第248回埼玉県都市計画審議会案件一覧表」のとおり
(議第5252号から議第5258号の7議案)
- 4 傍聴の可否** 可。ただし、審議内容が埼玉県情報公開条例第10条各号に該当するため埼玉県都市計画審議会が非公開と決定した議案等については傍聴できませんので、あらかじめ御承知おきください。
- 5 傍聴定員** 10名
- 6 受付方法** 傍聴を希望される方は、審議会当日、開会30分前までにマスクを着用の上、傍聴受付（2階 こぶしの間）へお越しください。
なお、傍聴希望者が定員を超えている場合は開会の30分前に抽選を行います。

(参考) この審議会は、都市計画法第77条の規定により設置されている知事の附属機関です。

本審議会では、土地利用や都市施設の配置、市街地開発事業など、都市計画に関する事項を昭和44年から調査審議しています。

- 7 問い合わせ先** 埼玉県都市整備部 都市計画課 総務・企画担当
〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1
TEL 048-830-5335 (直通)

第 2 4 8 回 埼玉県都市計画審議会 案件一覧表

議案番号	議 案 名	市町村	決定(許可)権者
5 2 5 2	東松山都市計画道路の変更について	東松山市	県
5 2 5 3	深谷都市計画道路の変更について	深谷市	県
5 2 5 4	坂戸都市計画道路の変更について	鶴ヶ島市	県
5 2 5 5	久喜都市計画及び加須都市計画下水道の変更について	久喜市	県
5 2 5 6	児玉都市計画下水道の変更について	神川町	神川町
5 2 5 7	加須都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について	加須市	県
5 2 5 8	川口都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について	川口市	川口市

※各議案の概要は別添のとおりです。

議第5252号 東松山都市計画道路の変更について（県決定）

[議案概要]

3・4・10号松葉町通線について、本路線の一部を含む土地区画整理事業が廃止されること、及び、並行する市道によって代替交通が確保されていることを踏まえ、必要性を再検証した結果、一部区間を廃止するものです。

[意見書の有無]

無

[問い合わせ先]

都市整備部 都市計画課 施設計画担当

直通番号 048-830-5343

議第5253号 深谷都市計画道路の変更について（県決定）

[議案概要]

3・5・32号榛沢通り線について、深谷市道との交差点において、本路線と市道とのアクセス性及び安全かつ円滑な交通の確保の観点から交差形状を検討した結果、交差点位置を変更することから、一部区間の線形を変更するものです。

[意見書の有無]

無

[問い合わせ先]

都市整備部 都市計画課 施設計画担当

直通番号 048-830-5343

議第5254号 坂戸都市計画道路の変更について（県決定）

[議案概要]

3・3・1号新熊谷入間線について、交差する3・3・22号川越鶴ヶ島線（鶴ヶ島市決定）及び3・4・23号鶴ヶ島毛呂山線（鶴ヶ島市決定）の変更に合わせて、隅切りの位置を変更するものです。

[意見書の有無]

無

[問い合わせ先]

都市整備部 都市計画課 施設計画担当

直通番号 048-830-5343

議第5255号 久喜都市計画及び加須都市計画下水道の変更について（県決定）

[議案概要]

久喜終末処理場の区域内にある久喜市管理の道路敷及び水路敷が、処理場周辺の代替となる道路及び水路の整備に伴い、付け替えが可能となったため、敷地を集約化し処理場の区域の一部を変更するものです。

[意見書の有無]

無

[問い合わせ先]

下水道局 下水道事業課 計画・公共下水道担当

直通番号 048-830-5466

議第5256号 児玉都市計画下水道の変更について（神川町決定）

[議案概要]

神川町生活排水処理基本計画の見直しに伴い、汚水の排水区域を変更するものです。

[意見書の有無]

無

[問い合わせ先]

神川町 上下水道課 下水道担当

直通番号 0495-77-3781

議第5257号 加須都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について

[議案概要]

産業廃棄物処理施設の敷地の位置が、都市計画上支障が無いかを建築基準法第51条ただし書の規定に基づき、埼玉県都市計画審議会に付議するものです。

- 1 敷地の位置 埼玉県加須市鴻荃3207番2
- 2 敷地面積 8,028.31㎡
- 3 用途地域 工業専用地域
- 4 処理施設 <処理施設>
 - ・破砕施設(新設) 1基
 - 廃プラスチック類 処理能力 145.76t/日
 - 木くず 処理能力 243.12t/日
 - がれき類 処理能力 170.72t/日
 - ・破砕施設(新設) 1基
 - がれき類 処理能力 160.08t/日

[問い合わせ先]

都市整備部 建築安全課 建築指導担当
直通番号 048-830-5519

議第5258号 川口都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について

[議案概要]

産業廃棄物処理施設の敷地の位置が、都市計画上支障が無いかを建築基準法第51条ただし書の規定に基づき、埼玉県都市計画審議会に付議するものです。

- 1 敷地の位置 埼玉県川口市領家五丁目3869番2, 2114番4, 2114番9, 3868番6, 3868番20, 3841番4, 3841番5, 3841番6, 3841番8
- 2 敷地面積 11,397.55㎡
- 3 用途地域 工業地域
- 4 処理施設 <処理施設>
 - ・廃酸又は廃アルカリの中和施設(新設)
処理能力 300m³/日×8基=2,400m³/日
 - ・汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設(新設)
処理能力 200m³/日×1基=200m³/日

・汚泥の脱水施設（新設）

処理能力 153.36 m³/日 × 4基 = 613.44 m³/日

処理能力 209.73 m³/日 × 1基 = 209.73 m³/日

[問い合わせ先]

都市整備部 建築安全課 建築指導担当

直通番号 048-830-5519